

令和6年度 町内会・自治会に対する補助金等一覧（地域コミュニティ支援課関係）

補助金等名称	補助等の基準	申請書送付時期	補助金等名称	補助等の基準	申請書送付時期		
コミュニティ活動推進交付金	(1)の活動と、(2)～(4)の活動それぞれ複数事業を行う場合に交付 (1) 事務連絡活動 住民相互間の連絡網の整備、行政事務の住民への連絡のための活動（回覧板、掲示板の整備等も含む） (担当 地域コミュニティ支援課) (2) 青少年育成活動 青少年の健やかな成長に資する健全育成、非行防止のための活動 (担当 子育て支援課) (3) 地域・世代間交流活動 通年で行う文化活動、保健体育活動、高齢者と若い世代の交流活動等、地域・世代間の交流を図る活動 (担当 地域コミュニティ支援課及び福祉総務課) (4) クリーンよこすか活動 クリーンよこすか運動において、地域住民への啓発及び地域の清掃等の美化活動 (担当 環境政策課)	5月上旬頃に申請書を送付	町内会館建設費等補助金（注1） ※R5年度補助金希望調査にて回答いただいた団体を優先に対応いたします。	区分	補助率	補助限度額	該当町内会には事前にご相談予約をお願いします。 ※施工後にご相談いただいた場合、補助金の交付をできかねる場合があります。
	新・増改築及び会館購入等（70万円以上）			5/10	1,000万円		
	耐震補強工事（注2）			5/10	650万円		
	70万円未満でも対象となる工事			5/10	バリアフリー目的工事（進入通路整備、手すり設置、和便器を洋便器に取り替えるなど）、消防用設備工事が対象（補助限度額130万円）		
町内会館耐震診断補助金	【交付金額】 ・世帯割 1世帯につき 500円 ・均等割		町内会館耐震診断補助金	区分	補助率	補助限度額	該当町内会には事前にご相談ください
				木造	3/4	18万円	
				木造以外		150万円	
				補助対象は 平成12年5月31日以前に建築確認を得て建築した会館（木造に限る。） 昭和56年5月31日以前に建築確認を得て建築した会館（木造以外に限る。）			
町内会館建設等資金利子補給金			町内会館建設費等補助金の交付決定を受けた町内会、自治会が建設資金の一部を金融機関から借り入れた場合、その借り入れ額の利子の一部を補給	利子補給対象借入限度額	500万円	該当町内会へ4月から2月までに申請書を送付	
				利子補給 補給期間	年利率（上限3%） 3年間		
町内会法人化促進事業補助金	町内会・自治会の法人化に伴う不動産の登記費用に対する補助 補助率 登録免許税相当額の3/10 補助限度額 土地50万円、建物50万円	該当町内会へ認可の際に交付					
連合町内会補助金	各地区連合町内会に補助 (1)均等割 1団体 40,000円 (2)町内会数割 1町内会 2,000円 (3)世帯割 1世帯 5円 ※ (1)(2)(3)の合計額を交付	5月上旬に申請書を送付					

注1 一部でも建物の増改築をする場合は、建築基準法に基づいて工事を行ってください。工事の発注に関しては、市内の事業者を優先してください。
工事（リフォーム含む）及び市内工事業者等については建築士による相談が受けられます。
連絡先：（一社）神奈川県建築士事務所協会横須賀支部（046-823-0386）
注2 横須賀建築設計事務所協会に、耐震診断および耐震改修設計を依頼していることが、要件です。
※赤字部分が今年度からの変更点となります。